

## 小樽商科大学学生委員会規程

(昭和47年4月1日制定)

(設置)

第1条 本学に、学生に関する事項を審議するため学生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 学生の身分に関する事項
- (2) 学生の課外教育に関する事項
- (3) 奨学生に関する事項
- (4) 授業料等の免除及び徴収猶予に関する事項
- (5) 学生の就職指導に関する事項
- (6) 学生の賞罰に関する事項
- (7) 学生の保健管理に関する事項
- (8) 課外活動施設及び学生の福利厚生施設の運営に関する事項
- (9) 学生何でも相談室に関する事項
- (10) その他学生の厚生補導に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教育担当副学長
- (2) 保健管理センター所長
- (3) 保健管理センター特別修学支援室長
- (4) 各学科及びアントレプレナーシップ専攻から選出された教員 7名
- (5) 学生支援課長

(委員の任期)

第4条 前条第3号の委員の任期は、2年とする。

2 前項の委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、教育担当副学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集しその議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じ委員以外の者の出席を認め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 委員会に、専門的事項を審議するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、学生支援課が行う。

附 則

- 1 この規程は、昭和47年4月1日から施行する。
- 2 補導委員会規程（昭和31年10月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に改正前の規程第3条第2号の規定により選出された委員である者の任期については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行前にこの規程による改正前の規程第3条第2号の規定により選出された委員の任期は、この規程による改正後の規程第4条第1項の規定にかかわらず平成7年3月31日までとする。
- 3 この規程施行後、第3条第2号に規定する最初の委員である者の半数の者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成8年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 小樽商科大学保健管理センター運営委員会規程（昭和47年12月6日制定及び小樽商科大学大学会館規程（平成6年3月17日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月30日から施行し、平成28年4月1日から適用する。